

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年1月7日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000327号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000113号

## 第1 結論

請求者のA学校における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成30年3月24日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

平成30年3月24日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年3月24日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年3月24日から同年4月1日まで

平成29年6月からA学校に任用され、平成30年3月23日に退職し、その後同年4月1日にB学校に任用された。C県教育委員会の取扱いでは、同日付けの資格喪失届・資格取得届が提出されるはずが、資格喪失日が平成30年3月24日になっていた。そのため、訂正届を提出したところ保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となってしまうため、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

平成26年1月17日付厚生労働省通達(保保発0117第2号、年管管発0117第1号「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約又は任用が数日空けて再度行われる場合の取扱いについて」)において、「有期の雇用契約又は任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においても、雇用契約又は任用の終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次の雇用契約又は任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の使用関係が中断されることなく存続していると、就労の実態に照らして判断される場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要があります。」と規定されている。

また、請求者から提出されたC県教育委員会が平成29年10月12日付けで請求者に対し発行した発令通知書により、請求者のA学校における任用期間は平成30年3月23日までであることが確認できるところ、C県教育委員会の回答から、当該任用期間の終了前に、次の任用の

予定が明らかであったことが確認でき、事実上の使用関係が中断されることなく存続していたと判断できることから、請求者の請求期間におけるA学校に係る厚生年金保険被保険者資格は継続していたものと認められる。

さらに、請求者及びC県教育委員会から提出された請求者に係る給与等支払明細書（以下「給与明細」という。）により、オンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時における標準報酬月額（38万円）より高い標準報酬月額（41万円）に見合う厚生年金保険料を、請求期間において事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主から届出されるべき報酬月額が確認できる場合は当該報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与明細及び日本年金機構の回答により判断できる事業主から届出されるべき報酬月額から38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年3月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を平成30年3月24日から同年4月1日に訂正する届出を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年6月17日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成30年3月24日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。